

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の 16%の特別償却を認める特別措置の提供期限を 2 年間延長する要望を行うもの。 ○ 既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置 対象医療機器等については、関係団体への調査を踏まえ見直しを行う。		
		平成 年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲13,700 百万円の 内数）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 平成 13 年 5 月に開催された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる原因の一つであることが指摘された。 本制度は、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の購入負担を軽減し、これらの購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。 (2) 施策の必要性 医療事故の再発防止を目的として、平成 16 年より（公財）日本医療機能評価機構において、医療機関から報告された医療事故情報等を、収集、分析し情報提供を行う医療事故情報収集等事業が行われており、本事業の平成 23 年の年報によると、報告がなされた事故の概要内訳として、医療機器等に関する事故が 3.8%（94 件、うち死亡事例 5 件）、薬剤に関する事故は 9.1%（227 件、うち死亡事例 6 件）に至ることから、国民の生命を守るべき医療機関における医療事故を防止するためには、医療従事者の教育や医療提供体制の見直しだけでなく、ヒューマンエラーが起きにくい医療機器や万が一、ヒューマンエラーが起きた場合にも重大な事故につながりにくい医療機器等の導入を促進することにより医療事故の減少を図り、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を行う必要がある。		

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康 づくりを推進すること 施策大目標Ⅲ 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の 高い医療サービスの提供を推進すること 3－2 医療安全確保対策の推進を図ること																										
		政 策 の 達成目標	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機 器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もってかつ 質の高い医療サービスの提供を図る。																										
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日																										
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機 器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もってかつ 質の高い医療サービスの提供を図る。																										
		政策目標の 達 成 状 況	平成 22 年度における本制度の延長を要望する際、普及率は、 平成 20 年度よりも上回っており、本制度を利用した医療安全に 資する医療機器の普及効果や有効性が確認された。 今年度においても本制度の利用状況等について調査を行って いるところであり、普及効果や有効性について確認を行うこと としている。																										
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度 の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査（厚 生労働省医政局経済課）」の国内販売額より推計した結果、平 成 24 年度の適用見込みは以下のとおり。 <table><tr><td>対象機器等</td><td>特別償却対象台数 （台）</td><td>特別償却対象金額 （百万円）</td></tr><tr><td>人工呼吸器</td><td>1,668</td><td>56,238</td></tr><tr><td>シリンジポンプ</td><td>17,542</td><td>1,804</td></tr><tr><td>生体情報モニタ</td><td>11,801</td><td>11,830</td></tr><tr><td>自動錠剤分包機</td><td>1,592</td><td>6,153</td></tr><tr><td>調剤誤認防止装置</td><td>2,206</td><td>3,130</td></tr><tr><td>分娩監視装置</td><td>1,401</td><td>1,253</td></tr><tr><td>合計</td><td>36,210</td><td>80,408</td></tr></table>			対象機器等	特別償却対象台数 （台）	特別償却対象金額 （百万円）	人工呼吸器	1,668	56,238	シリンジポンプ	17,542	1,804	生体情報モニタ	11,801	11,830	自動錠剤分包機	1,592	6,153	調剤誤認防止装置	2,206	3,130	分娩監視装置	1,401	1,253	合計	36,210	80,408
		対象機器等	特別償却対象台数 （台）	特別償却対象金額 （百万円）																									
人工呼吸器	1,668	56,238																											
シリンジポンプ	17,542	1,804																											
生体情報モニタ	11,801	11,830																											
自動錠剤分包機	1,592	6,153																											
調剤誤認防止装置	2,206	3,130																											
分娩監視装置	1,401	1,253																											
合計	36,210	80,408																											
要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	医療界だけでなく、医療機器等の製造販売業者等においても 医療の安全文化が醸成されてきており、医療安全対策を施した 医療機器等が販売されるようになった。 しかし、そのような対策品は割高であり、医療機関における それらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減するこ とが効果的である。																												
性 相 当	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし																											

		医療事故情報収集等事業 (平成 24 年度予算 90,186 千円) ヒューマンエラーや医療事故の発生状況を正確に把握することは困難であるが、一定確率で発生する性質のものであることから、平成 16 年より（公財）日本医療機能評価機構において、医療法施行規則により医療事故等の報告が義務づけられた 273 の医療機関と任意で参加している医療機関から報告された医療事故情報等を、収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的に実施しているところ。 医療安全に関するワークショップ (平成 24 年度予算 7,664 千円) 平成 13 年より、厚生労働省本省及び各地方厚生（支）局において、全国の医療安全管理者等を対象として、医療機関における先駆的な取組や他分野の安全対策について教授を行うとともに参加医療病院における個別事例や厚生労働省が提示する事例などの課題に対して、より望ましい安全対策の取組を討議・検討するワークショップを開催しているところ。 また、平成 18 年度診療報酬改定において、入院患者により安全で効果的な入院医療の提供を促進させる観点から、医療安全管理対策の実施体制に対し、診療報酬上の評価を行う医療安全対策加算の措置がなされ、医療安全対策の実施体制が整備された医療機関は増加していることから、医療安全体制が促進され医療事故の減少へ貢献していると言える。 (参考指標) <table><tr><th></th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th></tr><tr><td>医療事故情報収集等事業参加登録医療機関の数 (単位:機関)</td><td>285</td><td>283</td><td>427</td><td>578</td><td>609</td></tr><tr><td>医療安全に関するワークショップの参加人数 (単位:人)</td><td>5,179</td><td>4,000</td><td>4,740</td><td>5,020</td><td>1,389</td></tr><tr><td>医療安全対策加算届出医療機関の割合</td><td>15.8%</td><td>15.8%</td><td>18.3%</td><td>32.1%</td><td>34.3%</td></tr></table> ※1「医療事故情報収集等事業の参加登録医療機関の数」は、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関以外に当該事業に任意で参加している医療機関数であり、各年 12 月 31 日現在の医療機関数。出典：医療事故情報収集等事業年報 ※2「医療安全に関するワークショップの参加人数」は、医政局総務課医療安全推進室調べ ※3 医療安全対策加算届出医療機関の割合は「医療安全対策加算届出医療機関数/全国の病院数」により算出。医療安全対策加算届出医療機関は、保険局医療課調べ		H19	H20	H21	H22	H23	医療事故情報収集等事業参加登録医療機関の数 (単位:機関)	285	283	427	578	609	医療安全に関するワークショップの参加人数 (単位:人)	5,179	4,000	4,740	5,020	1,389	医療安全対策加算届出医療機関の割合	15.8%	15.8%	18.3%	32.1%	34.3%
	H19	H20	H21	H22	H23																					
医療事故情報収集等事業参加登録医療機関の数 (単位:機関)	285	283	427	578	609																					
医療安全に関するワークショップの参加人数 (単位:人)	5,179	4,000	4,740	5,020	1,389																					
医療安全対策加算届出医療機関の割合	15.8%	15.8%	18.3%	32.1%	34.3%																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、医療従事者の教育や医療体制の強化を図り、効率的で安心かつ質の高い医療サービスを提供することを目的としており、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい、又は、万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい医療機器等の導入を促進し医療現場における安全性の確保を図り、効率的で、安心かつ質の高い医療サービスを提供することを目的としている。 これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。																								

		要望の措置の妥当性 医療安全対策を施した医療機器等は、対策が施されていない医療機器と比較すると割高であるため、ヒューマンエラーが起きにくい、又は、万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい医療機器等の導入を促進し医療現場における安全性の確保を図り、効率的で、安心かつ質の高い医療サービスを提供するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。 また、医療事故情報収集等事業等の予算上の措置により、医療従事者の教育や医療体制の強化を図ることは重要であるが、それらの支援策だけでは防ぎにくい医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少には、医療安全に資する医療機器等が有効である。 医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図るには、これらの支援策を複合的に推進していく必要があり、本制度は、政策目的に照らし妥当であるといえる。																																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績について、推計したものは以下のとおり。 尚、租税特別措置の適用実績は把握できないため、租税特別措置の対象となる医療安全に資する医療機器等の国内販売台数について、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および製造販売業者の国内販売台数より、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置は、対象機器販売会社の調査より、それ以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計を行った。 ※単位：台数 <table><tr><td>対象医療機器等</td><td>H19 年度</td><td>H20 年度</td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td><td>H23 年度</td></tr><tr><td>人工呼吸器</td><td>5,501</td><td>5,466</td><td>5,473</td><td>5,459</td><td>2,340</td></tr><tr><td>シリンジポンプ</td><td>16,925</td><td>15,952</td><td>20,611</td><td>22,745</td><td>18,350</td></tr><tr><td>生体情報モニタ</td><td>7,610</td><td>8,309</td><td>9,067</td><td>9,897</td><td>10,807</td></tr><tr><td>自動錠剤分包機</td><td>617</td><td>480</td><td>1,071</td><td>1,411</td><td>1,385</td></tr><tr><td>調剤誤認防止装置</td><td>901</td><td>707</td><td>1,707</td><td>2,350</td><td>1,986</td></tr><tr><td>分娩監視装置</td><td>1,144</td><td>1,106</td><td>1,062</td><td>1,096</td><td>1,328</td></tr></table>	対象医療機器等	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	人工呼吸器	5,501	5,466	5,473	5,459	2,340	シリンジポンプ	16,925	15,952	20,611	22,745	18,350	生体情報モニタ	7,610	8,309	9,067	9,897	10,807	自動錠剤分包機	617	480	1,071	1,411	1,385	調剤誤認防止装置	901	707	1,707	2,350	1,986	分娩監視装置	1,144	1,106	1,062	1,096	1,328
	対象医療機器等	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度																																						
	人工呼吸器	5,501	5,466	5,473	5,459	2,340																																						
	シリンジポンプ	16,925	15,952	20,611	22,745	18,350																																						
	生体情報モニタ	7,610	8,309	9,067	9,897	10,807																																						
自動錠剤分包機	617	480	1,071	1,411	1,385																																							
調剤誤認防止装置	901	707	1,707	2,350	1,986																																							
分娩監視装置	1,144	1,106	1,062	1,096	1,328																																							
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本来、ヒューマンエラーや医療事故は発生しないことが最も望ましいが、ある一定の確率で発生することは避けられない性質のものである。そのため、医療安全の観点からヒューマンエラーが起きにくい医療機器や万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい医療機器等の導入を促進することで、その発生確率が下がり、医療安全のボトムアップや質の高い医療サービスの提供を図ることができる。																																											
前回要望時の達成目標	最終的な目標を対象医療機関の8割に導入してもらうことと定めたおり、2年間の租特期間中に即達成するのは困難と見込み、平成24年度末までに、そのうちの概ね4～5割達成することを目標とし、対象医療機器等を医療機関に普及することにより、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。																																											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(P) 普及台数及び達成率指標については、現在調査中。																																											

これまでの
要望経緯

平成 15 年の創設以降対象機器、償却率を見直しながら 2 年毎の延長。

	対象機器等	償却率
平成 15 年度 (創設)	人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台	20%
平成 17 年度	上記に、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置を追加し、輸液ポンプを除外	同上
平成 19 年度	人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置	同上
平成 21 年度	同上	同上
平成 23 年度	上記から注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、生体情報モニタ連動ナースコール制御機を除外	16%